

居宅介護支援事業者契約書
及び
重要事項説明書

桜十字ケアプランサービス黒門

居宅介護支援事業者 重要事項説明書

〈令和 7 年 2 月 1日施行〉

1. サービスの相談窓口

電話番号	(092)726-7172	FAX番号	(092)726-7182
窓口担当者	管理者 小濱 未来 (こはま みき)		

2. 事業の目的と運営方針

(1)事業の目的

利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とします。

(2)運営方針

- ・ 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能なかぎりその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ・ 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービス、医療サービス、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供されるサービスが、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ・ 事業の運営に当たっては、市町村、他の事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 事業者の概要

(1)事業者の指定番号及びサービス指定地域

事業所名	桜十字ケアプランサービス黒門
所在地	福岡市中央区唐人町3丁目11-30
事業者指定番号	4071002440
サービス提供地域	福岡市全域

(2)事業者の職員体制

職 種	人 員
管理者	主任介護支援専門員
主任介護支援専門員	常勤かつ専従 1名以上(管理者兼務)
介護支援専門員	常勤かつ専従 3名以上
事務員	1名以上

(3)サービス提供の時間帯

営業日	営 業 時 間 帯
平日のみ	8:30 ~ 17:30
営業しない日	土・日・祝祭日(場合によっては出勤する場合もある)

4. 介護支援専門員の勤務体制

原則としてサービス提供の時間帯の勤務となります。また、営業日、営業時間外の相談、面接、調査等については適宜相談に応じます。(24時間、365日電話対応可・各相談員が携帯電話を所持していません。)

5. サービスの内容

利用者が居宅において、日常生活を営む為に必要な保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、利用者からの依頼を受け居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、介護保険施設等への入所を要する場合には施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

6. 利用料金

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、ケアプラン作成料金は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は有りません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき下記の利用料を支払い、事業者はサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、各区役所窓口へ提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

・居宅介護支援費

要介護1・2	11,620円
要介護3・4・5	15,098円
要介護1・2(同一建物減算有の場合)	11,039円
要介護3・4・5(同一建物減算有の場合)	14,343円

・その他加算

特定事業所加算(Ⅱ)	4,504円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,675円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,160円
退院退所加算Ⅰイ	4,810円
退院退所加算Ⅰロ	6,420円
退院退所加算Ⅱイ	6,420円
退院退所加算Ⅱロ	8,025円
退院退所加算Ⅲ	9,630円
初回加算	3,120円
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円
通院時情報連携加算	535円
特定事業所医療介護連携加算	1,337円

(2)交通費

担当者が通常のサービス実施地域外に訪問・出張する必要がある場合、事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払い頂きます。

(3)キャンセル規定

〔1〕利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービスの計画作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に下記の連絡先までご連絡下さい。

《 連絡先(TEL)092-726-7172 》

[2]ケアプランの変更や利用者が行った依頼を取り消す場合も、速やかに上記連絡先担当の介護支援専門員までご連絡下さい。

[3]サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合には、キャンセル料等は必要ありません。但し、交通費等実費の支払が必要なことが有ります。

7. 事業者の居宅介護支援の特徴等

(1)運営方針

当事業者は要介護者等の心身の状況に応じて適切な支援を提供すると共に、自らその提供する支援の質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより常に支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めます。

(2)実施概要等

事 項		備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
アセスメント(評価)の方法	○	居宅サービス計画ガイドラインに沿った課題分析23項目独自様式を使用
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回以上の内部研修実施、外部研修受講

8. サービス内容に関する要望や苦情の連絡先

当事業者への要望、苦情はご遠慮なく各窓口へお申し出下さい。利用されている居宅サービス事業者の苦情も受け付けます。なお、当事業者は行政窓口、保険団体窓口への苦情申し立てについて適切な支援を行います。

当事業所 お客様相談窓口	桜十字ケアプランサービス黒門 管理者 小濱 未来 対応時間(平日) 8:30~17:30 TEL(092)726-7172 FAX(092)726-7182
行政窓口	各区の福祉・介護福祉課 または 地域包括支援センター 別紙
保険団体窓口	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス相談窓口 〒812-8521 博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL(092)642-7859

※苦情申立書は当事業者にも準備しています

9. 緊急時の対応

- (1) 緊急時には人命救助を第一とした対応を行います。
- (2) 家族、医療機関など、緊急連絡先に迅速に連絡を行います。
- (3) 日頃から緊急連絡網を整備し、利用者との緊急時の対処方法の確認を行います。

10. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時には緊急時に準じた対応を行います。
- (2) 事故報告書に記録を行い、必要に応じ市町村への届出を行います。
- (3) 事故の内容により、損害賠償の手続きを行います。

11. 損害賠償責任保険

事故発生時や下記のような場合などに適切に対処するため、事業者として損害賠償責任保険に加入しています。詳細については責任者にご相談下さい。

- ・ 介護支援専門員が訪問等の際に、利用者に対しケガを負わせてしまった。(対人賠償)

- ・ 利用者の物品を壊してしまった。(対物賠償、管理財物)

保険会社	損害保険ジャパン(株)代理店 オフィスマダム通子
保険内容	賠償事故補償制度

損害賠償責任保険の内容について

種類	賠償内容	金額
賠償責任保険	対人賠償額限度額	¥200,000,000
	対物賠償限度額	¥200,000,000

12. 虐待防止について

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

13. ハラスメントの防止

利用者やその家族が事業者の職員に対して、暴言・暴力・誹謗中傷等の迷惑行為、その他業務上必要かつ相当な範囲を超える行為を行った場合は、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

14. 業務継続計画について

感染症や非常災害発生時等に、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画・BCP)を策定し必要な措置を講じます。

15. その他

- (1) 居宅介護支援提供にあたって、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限)、介護保険負担割合証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所へお知らせください。
- (2) 事業所が交付する重要事項説明書、契約書、サービス利用票等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、大切に保管してください。
- (3) 利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることができます。
- (4) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の各サービスの利用割合および、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明をおこないます。
- (5) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- (6) 利用者が医療機関に入院された場合、退院支援を円滑におこなうため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えください。
- (7) 担当者等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- (8) 利用者が担当者の変更を希望される場合にはご相談ください。また、事業所の都合により担当者が交代することがあります。その場合には、利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

〔支援事業者〕

住所 福岡市中央区唐人町3-11-30

支援事業所名 株式会社桜十字 桜十字ケアプランサービス黒門

代表者名 管理者 小濱 未来 印

指定番号 4071002440

〔説明者〕

所属 株式会社桜十字 桜十字ケアプランサービス黒門

氏名

- 3 支援事業者は、一定期間ごとに、居宅サービス計画(ケアプラン)に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、必要時結果を書面に記載して、利用者に説明のうえ交付します。
- 4 支援事業者は、前頁の書面を、この完結日より5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。但し、複写に際しては、支援事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

《施設入所への支援》

第6条 支援事業者は、利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

《緊急時の対応》

第7条 支援事業者は、現に居宅介護支援の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

《秘密保持》

第8条 支援事業者の従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は、契約終了後、担当者の変更後、担当者の退職後も同様です。

- 2 支援事業者は、利用者への適切なサービスを提供するために、サービス担当者会議等において行政機関、医療機関、居宅サービス事業者等の関係者間で、利用者、利用者家族の個人情報を用いる場合がありますが、その場合も利用者及びその家族のプライバシーに充分配慮し、慎重に取り扱います。

《中立義務》

第9条 支援事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類のみに偏る事のないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、又は利用者に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱う事のないよう公平中立に行ないます。

《賠償責任》

第10条 支援事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。尚、支援事業者は、以下の保険会社に加入しております。

[株式会社損害保険ジャパン] 代理店オフィスマダム通子 TEL(096)383-9111
熊本支店 法人支社 TEL(096)326-9031

《利用者負担金及び変更》

第11条 居宅介護支援については、支援事業者に対して、介護保険制度から給付が行なわれるので、利用者は「重要事項説明書」に定める料金の自己負担をする必要はありません。但し、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて決められたものは、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

《契約の終了》

第 12 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1)利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院し、6 ヶ月が経過したとき
- (2)利用者の要介護認定が、自立(非該当)と認定されたとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者の所在が、2 週間以上不明になったとき

《利用者の解約権》

第 13 条 利用者は支援事業者に対して、契約終了希望日の 7 日前までに通知することにより、この契約を解約することが出来ます。尚、この場合、支援事業者は利用者に対し、文書による通知を求めることが出来ます。但し、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (1)支援事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2)支援事業者が、守秘義務に反したとき
- (3)支援事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なったとき
- (4)支援事業者が、破産申し立てをしたとき

《支援事業者の解約権》

第 14 条 支援事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

2 支援事業者は、利用者又はその家族などが支援事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った時、支援事業者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

3 支援事業者は、契約の解約又は終了に際しては、利用者が指定する他の居宅介護支援者又はその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行ないます。

《契約終了時の援助》

第 15 条 契約を解約又は終了する場合には、支援事業者は、利用者指定する他の居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行ないます。

《苦情処理》

第 16 条 支援事業者は、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス(ケアプラン)に位置づけた居宅サービス等に関する利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 支援事業者は、利用者が苦情申し立てを行なった場合は、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

3 支援事業者は、利用者の居宅サービス事業者等他機関への苦情に対し、苦情内容に応じ、適切な相談窓口を紹介するなど、苦情申し立てについて適切な支援を行ないます。

《利用者代理人》

第 17 条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じる時は、あらかじめ選任した代理人をもって行なわせることができます。

《裁判管轄》

第 18 条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

《契約外事項》

第 19 条 この契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

《協議事項》

第 20 条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的の為、当事者がお互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、支援事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

[利用者]

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

[利用者代理人(選任した場合)]

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____ 続柄 _____

[支援事業者]

住 所 _____ 福岡市中央区唐人町 3 丁目 11-30
支援事業者名 _____ 株式会社桜十字 桜十字ケアプランサービス黒門
代表者名 _____ 管理者 小濱 未来 _____ 印 _____
指定番号 _____ 4071002440 _____